

学校給食の物資購入手順【事業者説明資料】 051030～

市では令和4年3月に「新城市学校給食基本方針」を策定し、これまで自校調理方式で実現されてきた給食の良さや、実施されてきた食育の考え方を継承し、共同調理場のメリットを生かして安定的に安全安心な学校給食を提供できるよう、4つの方針を定めています。

【学校給食基本方針】

- 1 安全安心な給食の安定的な提供
- 2 食育の推進
- 3 地産地消の促進
- 4 郷土愛を育む献立の充実

この「学校給食基本方針」を実現していくため、「1. 給食物資に求められる要素」に記載する7つの要素に着目した学校給食の物資購入手順（以下「手順」という。）を定め、給食物資の選定・購入を進めていくこととします。

ただし、手順に係る契約対象は、別表に掲げる給食物資の納入のみとし、学校給食物資以外の物品調達等・業務委託に関する契約（以下「一般的契約」という。）については、市の契約担当課が担当します。

1. 給食物資に求められる要素

学校給食の物資購入にあたっては、次の7つの要素を踏まえ総合的に判断し、物資選定を行います。

- 1 適切に衛生管理された安全な給食物資【安全安心】
- 2 地場産農産物（無農薬野菜や有機野菜含む）の活用及び給食を安定的に提供するための必要量の確保【安定性】
- 3 品質の確保、給食の規格への対応（年齢に応じた量や味）【おいしさ】
- 4 過度な経済負担にならない適正な物資価格、地域経済への寄与【経済性】
- 5 フードマイレージやSDGsの考え方
- 6 物資購入の競争性の確保
- 7 物資購入の透明性の確保

2. 給食物資購入の流れ【別表1】

給食物資購入の流れは次のとおりとします。

- 1 市が「献立委員会」を設置し、次に掲げる事項により献立を確定させます。
 - (1) 良質で安心な給食献立の確定を目的とする。
 - (2) 委員は別に定める。
 - (3) 献立委員会の設置及び運営については別に定める。
- 2 確定した献立により必要な給食物資一覧を作成し4に掲げる業者へ見積依頼を行います。
- 3 市が「物資選定委員会」を設置し、次に掲げる事項により物資選定を行います。
 - (1) 良質で安心な給食物資の選定を目的とする。
 - (2) 委員は別に定める。

- (3) 市が必要とする給食物資について登録業者から価格見積書、サンプル等の提出を求め、委員が品質や味・価格等を確認した上で給食物資に求められる要素とその特殊性を考慮して、委員の協議により総合的に判断します。
- (4) 物資選定委員会の設置及び運営並びに物資選定基準は別に定めます。
- (5) 取扱物資は次のとおりとします。 【■別表2】

ア 一般物資

- (ア) 冷凍品（食肉加工品、魚介類、野菜類）
- (イ) 練り製品
- (ウ) デザート類（冷凍、冷蔵）
- (エ) チーズ、小魚などの小袋類
- (オ) 乾物類

イ 市内生産、製造及び加工物資

農産物以外で、市内で生産、製造及び加工されている給食物資は、地域経済活性化のために市内事業者から購入することが合理的であることから、当該事業者の中から物資選定委員会において選定します。

この場合、必要量を一事業者において確保できない場合、複数の事業者から納入することも可とします。

- (ア) 肉類
- (イ) 豆腐類
- (ウ) こんにゃく類
- (エ) 鶏卵

ウ 市内事業者取扱い物資

市内事業者から購入可能な給食物資のうち、製造を行わず商品の仕入販売により購入が可能な物資は、地域経済活性化のために市内事業者から購入することが合理的であることから、市内事業者の中から物資選定委員会で選定します。

この場合、必要量を一事業者において確保できない場合、複数の事業者から納入することも可とします。

- (ア) 農産物（エ（イ）に記載の農産物を除く）
- (イ) 酒、みりんなどの調味料類

エ 基本物資、農協・地元生産者団体取扱い地場産農産物、随時納品物資

次の給食物資は一者随意契約とします。

- (ア) 基本物資（米、パン、麺、牛乳）

基本物資については、原則、公益財団法人愛知県学校給食会からの購入とします。この法人は、学校教育の一環として行われている学校給食の円滑な実施並びにその充実発展に努め、学校給食を通じて食育の推進を支援することにより、広く児童及び生徒の心身の健全な発展に寄与することを目的としており、この目的を達成するため学校給食用物資の安定供給に関する事業を行うなどこの法人に代わる事業者は無いため、引き続き一者随意契約の対象とします。

- (イ) 農協・地元生産者団体取扱い地場産農産物

1. 2に掲げる給食物資の納入を推進するため、供給量や価格等を鑑み安定的な

給食提供に支障が無いと判断される場合には、食育推進・地産地消の観点から地場産農産物の利用を推進することとし、随意契約の対象とします。ただし、物資納入までの間に、4（1）に掲げる手続きを完了しなければなりません。

（ウ） 随時納品物資

特に必要と認める給食物資については、給食物資納入業者登録が無い場合であっても、物資選定委員会への見積書等の提出ができるものとします。

4 給食物資納入事業者の登録方法は次のとおりとします。

（1） 手続き

市が発注する給食物資の納入に関しては、学校給食の安全安心な提供を行うため、給食物資の品質や安定的な供給を確保する必要があることから、給食物資の納入事業者の登録について次のとおりとします。

ア 給食物資を納入しようとする事業者は、学校給食の公共性を認識するとともに、学校給食を理解し協力的である場合に限り、給食物資納入事業者登録を行うことができるものとします。

イ この事業者登録は、一般的契約における業者登録とは別の手続きとなるため、給食物資を納入するためには必ずこの登録をしなければなりません。ただし登録名簿への登載は、常時的な発注を確約するものではないのでご了承ください。

（提出書類）

（ア） 新城市給食物資納入事業者登録申請書（全ての事業者）（様式1）

（イ） 営業内容概要書及び施設設備状況書（全ての事業者）（様式2）

（ウ） 食品衛生法の営業許可証の写し（営業許可が必要な事業者）

（エ） 保健所の食品衛生監視票の写し（保健所の食品衛生監視が必要な事業者）

（オ） 納税証明書等（国税・県税・市税）（全ての事業者）

（カ） 登記簿謄本（法人の場合のみ）

（キ） その他市長が必要と認める書類

（2） 給食物資納入事業者の資格及び責務は次のとおりです。

ア 食品を衛生的に仕入れ、かつ生産、保管及び配送できる施設、設備、車両等を保有し、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の健康管理が十分に行われていること

イ 納税義務が履行されていること

ウ 事業者の所在が原則市内にあり迅速で確実な連絡や緊急対応ができること

エ 2年以上の事業実績があること

オ 食品に関する法律および諸規定が遵守され保健所の食品衛生監視が必要な事業者にあつては食品衛生監視を毎年受け指摘事項に誠実に対応していること

カ 必要発注量を指定する日時場所へ確実に納入でき、不測の事態においても誠実かつ迅速に対応できること

キ 納入物資の内容配合表、細菌検査表、放射能検査表を必要に応じ提出できること

ク 登録の区分は申請書どおりとし、複数の登録も可とする

ケ 給食物資のうち市が指定するものは、別に定める各学校へ配送することを原則とする

(3) 給食物資納入事業者登録

市は、提出された書類の審査及び必要に応じ現地調査を実施し、物資納入事業者の資格を有し責務を果たすことが見込めると判断できるものを新城市給食物資納入事業者として登録します。

(4) 契約

市は、給食物資納入事業者登録を行った事業者と給食物資納入契約を締結する。

5 物資選定委員会で決定した食材を基に、発注書を作成の上発注します。

6 物資を受領します。

■別表1 給食提供までの流れ(概要)

	現在①	新たな流れ②
献立作成	栄養教諭が作成・献立確定	栄養教諭が献立(案)を作成
献立確定	(栄養教諭作成した献立がそのまま提供される)	献立委員会(新設)で献立案を確認後に献立確定
物資納入業者の選定	業者選定の経緯など不明	小規模契約希望者登録制度同様、業者登録を実施し、業者の実態を確認の上物資納入先として選定(原則登録業者以外から購入しない)
物資納入業者への見積依頼	必要に応じ栄養教諭等が実施	登録業者から、見積及び食品サンプル(試食品)を徴取
物資選定	各学校の給食担当(給食主任や養護教諭など)と調理員等が相談して物資を選定	物資選定委員会(新設)で見積価格・試食などを実施し、総合的に物資を選定
物資発注	選定内容に基づき、学校判断で取引実績のある物資納入業者へ発注・支払い実施	物資選定委員会の選定結果に基づき、共同調理場から登録業者へ発注・支払いを実施

■別表2 給食物資の選定方法

現行（自校）		変更後（共同調理場）		
学校毎に納入先を選定、直接購入	一般物資 ・加工品 ・冷凍品 ・練り製品 ・デザート類 ・チーズ、小魚などの小袋類	物資選定委員会	見積り徴取・サンプル徴取	一般物資 ・冷凍品 （食肉加工品、魚介類、野菜類） ・練り製品 ・デザート類（冷凍、冷蔵） ・チーズ、小魚などの小袋類 ・乾物類
	市内製造物資 ・肉類 ・豆腐類 ・こんにやく類 ・鶏卵			市内生産、製造、加工物資 ・肉類 ・豆腐類 ・こんにやく類 ・鶏卵
	市内業者取扱物資 ・農産物 ・酒、みりんなどの調味料 ・ごま、豆類			市内事業者取扱い物資 ・農産物 （農協・地元生産者団体取扱い 地場産農産物を除く） ・酒、みりんなどの調味料類
	随時納品物資			随時納品物資
基本物資 ・米、パン、麺、牛乳		随意契約	基本物資 ・米、パン、麺、牛乳	
			農協・地元生産者団体取扱い地場産農産物	

■別表3 今後のスケジュールについて

時期	内容
令和5年10月～11月	物資購入手順の説明
令和5年12月～3月末（予定）	登録申請手続き
	契約手続き
令和6年4月（予定）	献立検討部会
令和6年5月（予定）	献立委員会
令和6年6月（予定）	物資見積依頼
令和6年6月中旬（予定）	見積提出期限
令和6年6月中旬（予定）	物資選定委員会
令和6年6月末（予定）	選定結果通知
令和6年8月中旬（予定）	物資発注書送付
令和6年9月	物資納品（共同調理場）